

政務調査視察 報告書

視 察 日	平成21年10月14日（水）
視 察 内 容	新潟市 雨水対策について
視 察 者	山崎泰信、園山康男、吉口二郎、築瀬 太

《調査項目》 雨水対策について

説明者：新潟市下水道部下水道計画課 主幹 武石和彦、技師 樋口陽平

○雨水対策の概要について

もともと新潟市は低地部が多く、汚水ポンプ場が17ヶ所、雨水ポンプ場が32ヶ所あり、河川等へ排水している。

しかし、ここ30年の傾向では、50mm/h以上の降雨が増えてきており、今後は下水道に流入する雨水を減らしていく必要があるとのこと。

浸水対策として万代地区、木戸地区には道路下に内径5m等の貯留管を設置し、一時的に雨水を地下に貯留する計画をしている。

また、浸水地区の学校56校に貯留浸透施設を設置。今後は全市の学校へ設置をしていく予定。



○一般市民向けの浸水対策の施策について

・宅地内の雨水浸透マス・貯留タンク設置助成制度

H12年度より実施

昨年までに、浸透マス52247基

貯留タンク2157基設置

排水設備業者を窓口にしたため、一気に設置が増えた。営業方法に問題がある場合もあり課題となっている。

・防水板設置工事助成制度

H20年度より実施、昨年は6件、今年はまだ0件。

防水板が100万前後と高価なこともあり、まだ少ない。

・住宅かさ上げ助成制度

H21年度より実施、今のところ1件実施。

制度概要は以下（次頁）のとおり。



《調査項目》 雨水対策について 2 ページ目



○住宅かさ上げ助成制度の概要について

目的

本制度は、昨今の異常気象に起因する局所的な集中豪雨や窪地などの地形的な要因により発生する浸水被害から市民皆様の貴重な財産を守るため、住宅のかさ上げに対して助成金の交付を行い、さらに安全・安心なくらしの確保を目指す。

助成対象住宅

対象者：新潟市内に住宅を所有する方

対象住宅：平成10年8月4日及びそれ以降に床上浸水被害が発生した区域に存する住宅。

助成対象工事

平成21年4月1日以降の工事を対象とするが、かさ上げ前の住宅高さの確認が必要。
また、既に工事を実施済み、実施中のものは対象外。

○揚家（既存住宅の土台上げ）：従前より15cm以上

○改築時の床上げ：基礎高60cm以上（建築基準法が45cmなので）

○改築時の盛土：従前の地盤より30cm以上のかさ上げ

○新築は除く。（建て替えは可）

○建築物が建築基準法に基づく高さ及び斜線制限を越えないものとする。

助成率等

助成率1/2、上限額100万円（標準工事単価×建築面積×1/2＝助成額）

ただし、支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の1/2

標準単価	工法	揚家	改築嵩上げ			盛土
	m ² 当たり単価	65300円	50cm未満 5100円	~75cm未満 8100円	75cm以上 13500円	2200円

《今後の課題と岡崎市への反映について》

新潟市は、平成10年8月4日や平成19年8月28日の集中豪雨をはじめ、局地的な集中豪雨による浸水被害が頻発しているため、住民の浸水被害に対する要望は強く、積極的な雨水対策の整備が進められている。貯留管や貯留浸透施設の設置や一般住宅向けの各種助成制度など、本市としても参考にしていきたいと思う。

政務調査視察 報告書

視 察 日	平成21年10月15日（木）
視 察 内 容	長岡市 災害対策について
視 察 者	山崎泰信、園山康男、吉口二郎、築瀬 太

《調査項目》 災害対策について

○日本一災害に強い都市を目指して

長岡市は新潟県のほぼ中央に位置し、古くは長岡藩城下町として栄えたところである。

現在は、平成17年に5町村が編入、平成18年に4市町村が編入し、新長岡市として人口28万4千人、面積841K㎡の中越地域の中核的な都市として栄えている。

また長岡市は、平成16年10月23日の中越大震災では大変な被害を受け、それを教訓に日本一災害に強い都市を目指し様々な取り組みを行い、平成19年7月16日に再び襲った中越沖地震では、震源地の違いはあるが被害が最小限に食い止められたとのことである。

○二つの地震の被害状況の比較

地震とその規模	中越大震災 H16.10.23		中越沖地震 H19.7.16	
	震度7	M6.8	震度6強	M6.8
区 分	新潟県	長岡市	新潟県	長岡市
死 者	68人	22人	15人	0人
負 傷 者	4,795人	2,376人	2,315人	243人
全壊（住宅）	3,175棟	1,591棟	1,319棟	10棟
大規模半壊	2,166棟	1,310棟	857棟	27棟
半 壊	11,642棟	6,709棟	4,764棟	424棟
一部損壊	103,854棟	58,517棟	34,714棟	5,584棟
建物火災	9件	6件	1件	0件

○中越大震災の課題

- ・本庁舎が一時使用できなかった（耐震対策、災害予防対策が不十分）
- ・災害時要援護者への対応
- ・市民への災害伝達手段がなかった
- ・避難所運営（住民・施設管理者との連携不十分、備蓄物資が不十分）
- ・第二の災害となった救援物資（物資の仕分け、配送体制）

《調査項目》 災害対策について 2 ページ目

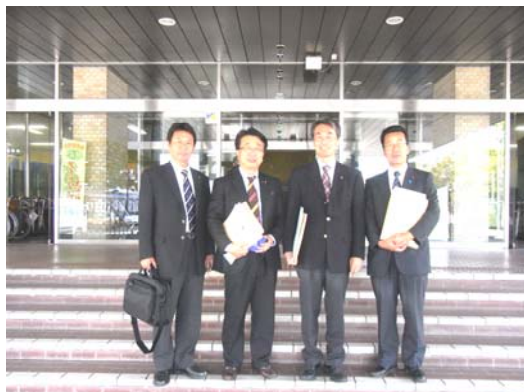
○防災体制強化の指針の主な取組み

1 地域防災計画の見直し

- ・ 災害予防と減債対策を重視（我が家が避難所、だから強く安全に）
- ・ 応急対策と非難環境の整備（重要なトイレ対策）
- ・ 救援物資による第二災害（個人からの救援物資は受け取らない）
- ・ 民間流通在庫の活用（民間企業と協定）

2 各種災害対応マニュアルの作成

- ・ 本庁と支所が一体となった災害対応
- ・ 避難所開設マニュアル
- ・ 物資調達・救援物資対応マニュアル
- ・ 職員に対する携帯一斉メールシステムの整備
- ・ 小中学校の防災教材の作成



3 市民向け防災パンフレットの作成

- ・ 市民防災のしおり
- ・ 自治防災会の育成、強化
- ・ 各種ハザードマップ（ハザードマップを活用した訓練）

4 災害情報伝達体制の整備

5 避難環境の整備

- ・ 非常用備品の配備
- ・ 小中学校の耐震化
- ・ 小中学校の飲料水確保、バリアフリー化等、災害対応機能強化（災害を想定して設計された先進的な校舎）

6 中越市民防災安全大学の開講

- ・ 中越市民防災安全士の認定
- ・ 市民安全ネットワークの形成
- ・ 中越市民防災安全士会の設立



《今後の課題と岡崎市への反映について》

長岡市は、中越大震災の経験をもとに、行政と市民、事業者が一体となって防災対策に取り組み、大きな成果を上げており、「日本一災害に強い都市を目指して」というのもうなずけるところである。

本市においても東海、東南海沖地震など大震災が想定されており、長岡市の防災体制強化指針の取組みを参考に、行政、市民、事業者など一体となった防災体制の強化を進めなければならないことを改めて感じるところである。

政務調査視察 報告書

視 察 日	平成21年10月16日（金）
視 察 内 容	長野市 議会基本条例について
視 察 者	山崎泰信、園山康男、吉口二郎、築瀬 太

《調査項目》 議会基本条例について

説明者：長野市議会事務局 総務課 課長 寺沢正人、議事調査課 課長 増田 浩

○議会基本条例制定への経緯について

昨年9月に議員の政治倫理の向上と確立のため議会基本条例検討特別委員会を設置し、議員の倫理規定を含む議会基本条例について11人の委員で検討を行うこととなった。

その後、議員政治倫理条例を議会基本条例を別に定めることとなり、先に議員政治倫理条例を検討することとなった。本年6月定例会にて委員会提案として上程し賛成多数で可決となった。

議会基本条例の検討は本年4月から行い、8月のパブコメを経て9月定例会にて委員会提案として上程し賛成多数で可決となった。



○議会基本条例の内容について

議会基本条例の内容は本市と同様で基本的には理念条例として、現在の議会運営等を条文化したものとすることである。

なお、今回本市議会基本条例で検討し、実施することになった一問一答については、昨年9月よりすでに実施しているとのことであり、議会基本条例の設置に伴う他の条例規則の改定などはなかったとのことである。

本市には無い長野市独自の内容は以下のとおり。

- ・地域において委員会を開催することができる。
- ・会派を越えた議員で構成する検討会を設置することができる。

上記については、すでに実施事例があるので条文に盛り込んだとのことである。

なお、長野市議会基本条例の概要については、以下（次頁）に示すとおりである。



長野市議会基本条例の概要

前文

市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務調査費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 目的

地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長等との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信任に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条 基本理念

市政における唯一の最高議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す。

第3条 基本方針

基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行う。

議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。

議会改革を継続的に推進すること。

第2章 議員の責務及び活動原則

第4条 議員の責務及び活動原則

- 1 市政全般の課題・市民の意思的確な把握と市民全体の福祉の向上を目指す活動
- 2 自らの資質の向上
- 3 議会活動についての市民に対する説明
- 4 議員間の討議の尊重

第5条 会派

- 1 会派の結成
- 2 会派の構成と活動
- 3 会派間の調整と合意形成

第3章 議会運営の原則

第6条 議会運営の原則

- 1 円滑かつ効率的な議会運営
- 2 市民に開かれた議会運営
- 3 正副議長を選出経過の透明化
- 4 議長の中立公正な職務遂行及び民主的・効率的な議会運営

第7条 委員会

- 1 常任委員会の機動的な開催等
- 2 特別委員会の柔軟な設置等
- 3 委員会の資料等の積極的な公表と分かりやすい議論
- 4 地域住民に関係が深く、関心の高い事案について審査・調査しようとする場合の当該地域における委員会の開催

第4章 議会の機能の強化

第8条 議会の機能の強化

政策決定・市長等の事務の執行の監視・評価及び政策立案・政策提言に関する機能の強化

第9条 検討会等の設置

市政の課題に関する調査のための検討会等の設置

第10条 議員間討議

- 1 委員会・検討会等における積極的な議員間の討議
- 2 議員間の討議を通じての合意形成・積極的な政策立案、政策提言等

第11条 政務調査費

- 1 政務調査費の有効な活用・積極的な調査研究
- 2 政務調査費の適正な執行・使途の説明責任
- 3 政務調査費の透明性の向上

第5章 市民との関係

第12条 市民の参画機会の充実

- 1 市民の議会活動に参画する機会の確保
- 2 公聴会・参考人制度、専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用及び市民との意見交換の場の開催等
- 3 請願の審査に当たっての提出者の意見を聴く機会

第13条 委員会等の公開等

- 1 委員会等の原則公開
- 2 傍聴者に対する資料等の提供

第14条 情報公開の推進

- 1 行政情報の公開請求への適切な対応・議案に対する議員の賛否の公表等保有情報の提供
- 2 会議録及び委員会記録の閲覧

第15条 議会広報の充実

多様な広報手段の活用

第6章 市長等との関係

第16条 市長等との関係の基本原則

- 1 市長等との緊張関係の保持・事務の執行の監視及び評価
- 2 一般質問における一括質問一括答弁方式と一問一答方式との選択制
- 3 市長等及びその補助機関である職員、議員の質疑・質問に対する趣旨確認等のための質問

第17条 重要な政策等の監視及び評価

- 1 市長が提案する重要な政策等についての説明の請求
- 2 重要な政策等の提案を受けたときの審議

第18条 予算・決算審議における説明

予算又は決算の審議に当たっての説明資料の作成の請求

第19条 法第96条第2項の議決事件

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件

第7章 議会改革の推進

第20条 議会改革の継続的な取組

- 1 継続的な議会改革の取組
- 2 会議規則、委員会条例、申合せ事項等の継続的な見直し

第9章 議会事務局及び議会図書室

第22条 議会事務局の強化

議会事務局の調査機能・法務機能の充実強化及び組織体制の整備

第23条 議会図書室

議会図書室の適正な管理運営・図書、資料等の充実

第8章 議員の政治倫理

第21条 議員の政治倫理

政治倫理の向上と確立の努め

第10章 補則

第24条 他の条例等との関係

議会に関する他の条例等を制定改廃する場合の、この条例との整合

第25条 議会及び議員の責務

- 1 この条例及び議会に関する他の条例、規則等の遵守等
- 2 この条例の理念を浸透させるための、一般選挙を経た任期開始後速やかな研修

附則

第2項 検討

この条例の検討及びその結果に基づく所要の措置

施行期日

公布の日から施行する。

《岡崎市への反映について》

長野市の議会基本条例は、表現の違いはあれども概ね本市の議会基本条例と同様の考え方で策定されていると感じた。

また、地域で開催の出張委員会や委員会よりは自由度の高い検討会など長野市独自の取り組みについて、本市も参考にしていきたい。